
肝付町公共施設等総合管理計画

(改訂版)

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)



肝付町

肝付町公共施設等総合管理計画（改訂版）

目 次

第 1 章 公共施設等総合管理計画作成の背景	1
1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第 2 章 肝付町の概況	3
1. 肝付町の概要	3
2. 肝付町の人口	6
3. 肝付町の財政状況	10
第 3 章 公共施設等の現状と将来の見通し	11
1. 公共施設の分類	11
2. 建物系公共施設	12
3. 建物系公共施設の将来更新費用の推計	16
4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計	19
5. 公共施設等全体の将来更新費用の推計	22
第 4 章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	24
1. 公共施設等の課題	24
2. 基本方針のまとめ	25
3. 維持管理・更新費用の削減目標の設定	27
4. 公共施設等の維持管理実施方針	28
5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針	38
第 5 章 公共施設等の類型別方針	40
1. 類型別方針	40
第 6 章 計画の推進	43
1. 推進体制	43
2. 計画の進め方	44

巻末資料

肝付町 対象建物一覧表

第1章 公共施設等総合管理計画作成の背景

1. 背景

我が国の公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、既に更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後も増加し続ける見込みである。

日本全国における総人口の減少、少子化・超高齢化社会の到来、行政における財政状況のひっ迫、公共施設の老朽化、大規模自然災害の発生など地球規模での環境の変化、ICT（情報通信技術）の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚等、これまで以上に地方自治体の施設管理、そして行政サービスのあり方に対する認識と仕組みの変化が求められている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

このような状況を受け、国は本格的かつ持続可能な施設管理に取り組むべく、平成 25 年 11 月 29 日付けで国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が示され、また平成 26 年 4 月 22 日には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」が各都道府県知事と各市町村長に到達されている。

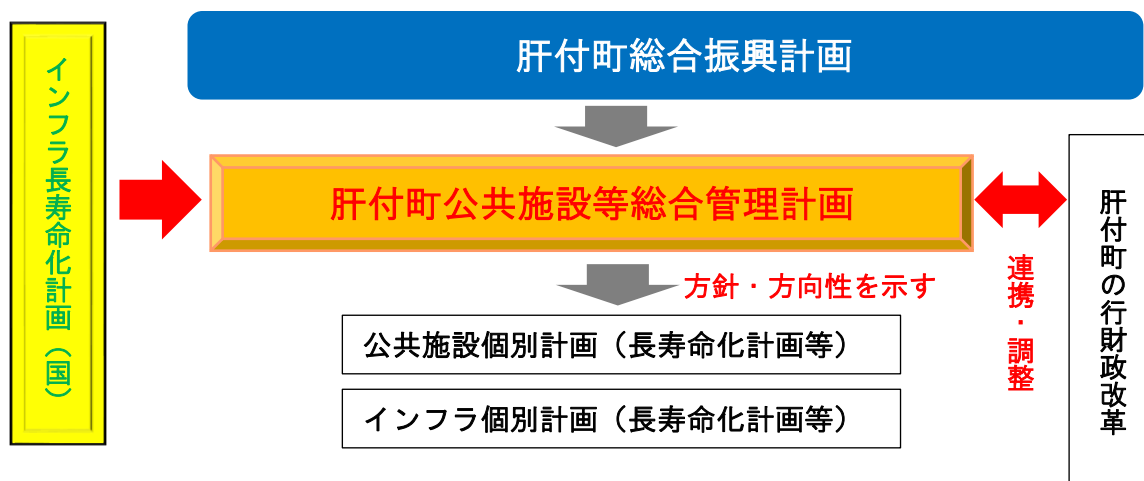
肝付町（以降「本町」と言う。）においても公共施設は 1970 年代後半から徐々に整備されてきており、今後これら施設の大規模改修や修繕、建替えを考慮すると、大きな財政負担となることが見込まれる。さらに本町では人口減少と高齢化が進行中であり、40 年先には現在の人口から 4 割ほど減少となり、高齢化率は 15 歳未満の年少人口率の 2 倍以上になると予測されている。本町では、社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、次世代にとっても安全で安心な公共施設等の整備を目指し、必要となる各施設の維持管理や再整備に関する方針を検討していくため、公共施設等の効率的な施設管理を計画する必要がある。

本町はこれら課題への対策が重要であると考え、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するべく、平成 28 年度に「肝付町公共施設等総合管理計画」を策定した。

また、個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、各個別施設計画の内容やこれまでの取組み内容を踏まえ、本計画を改訂するものとする。

2. 計画の位置づけ

「肝付町公共施設等総合管理計画」は、本町の最上位計画である「肝付町総合振興計画」の下位に位置する計画であり、本町の行財政改革と連携・調整を図りつつ、本町の全公共施設等の基本的な方針・方向性を示すものである。



3. 計画期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度（2017 年度）を初年度とし、令和 38 年度（2056 年度）までの 40 年間とする。当初の平成 29 年度（2017 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 10 年間を第 1 期として、以後 10 年間ごとに第 2 期～第 4 期に分け、本町の公共施設についての計画について検討するものとする。

なお、計画のローリングについては、期(10年)ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更等、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとする。

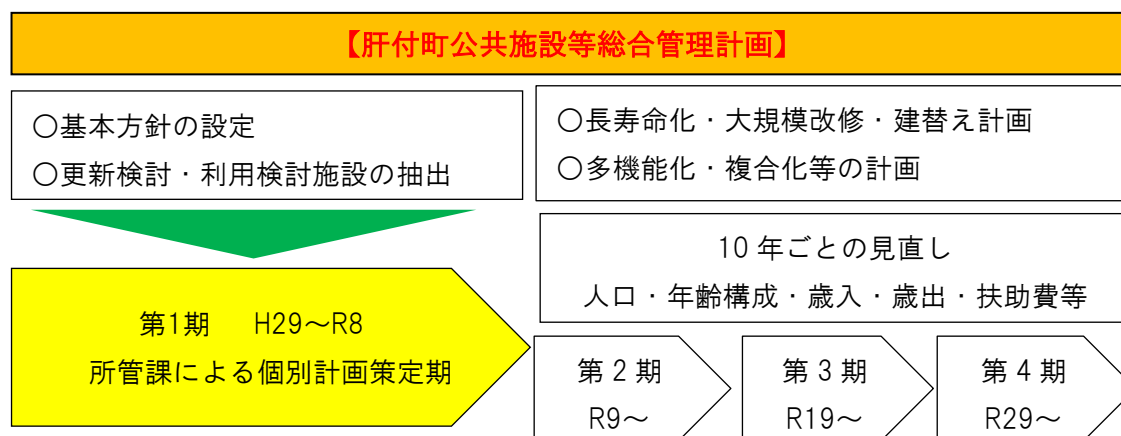


図 計画期間設定

第2章 肝付町の概況

1. 肝付町の概要

(1) 位置と地勢

本町は、総面積 308.1k m²を有し、大隅半島の南東部に位置している。中央に国見山系を、北部は鹿屋市と隣接し、笠ノ原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっている。

また、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいる。東部には志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の美しい海岸線がつづき、南西部は錦江町等に隣接している。

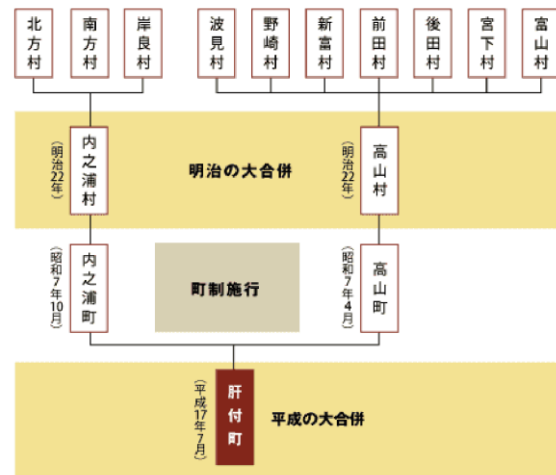


(2) 沿革

平成 17 年 7 月 1 日、高山町と内之浦町が合併して肝付町が誕生した。

両町はともに、古くは「肝付氏」「島津氏」の治下にあったが、明治 4 年の廃藩置県と同時に都城県の治下におかれ、明治 8 年に都城県から鹿児島県に編入されている。

明治 22 年の地方制度改正では高山村と内之浦村となり、昭和 7 年に高山町・内之浦町としてそれぞれ町制を施行、そして、平成の大合併により 2 町が合併して「肝付町」を施行している。



(3) 土地利用

本町の土地利用は、町域の大部分は森林となっており、肝属平野や内之浦湾、岸良海岸などに面するわずかな平地に田、その他の農用地、建物用地などが集まって存在している。海岸沿いに建物用地やその他の農用地、荒地が点在している。

町域の50%超に相当する約163 km²が国有林となっており、また町域の約9%に相当する約27 km²が農振農用地に指定されているなど、森林、農地には土地利用に関する一定の制限がかかっている。

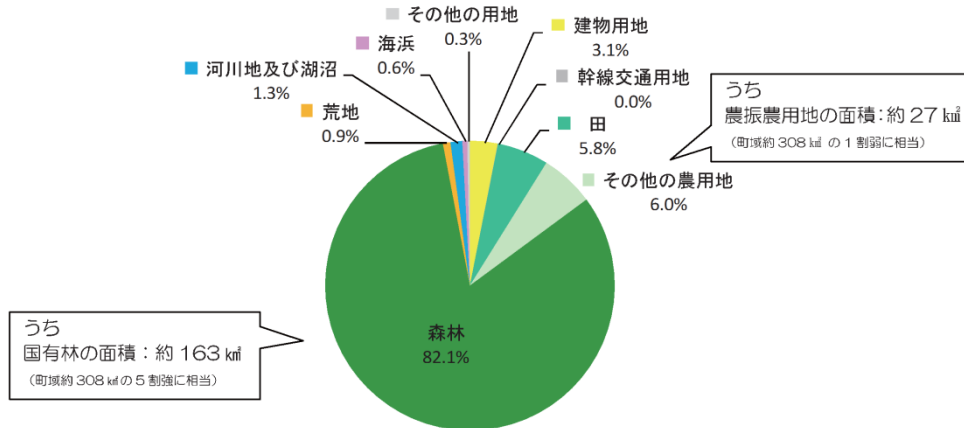


図 土地利用面積 構成比

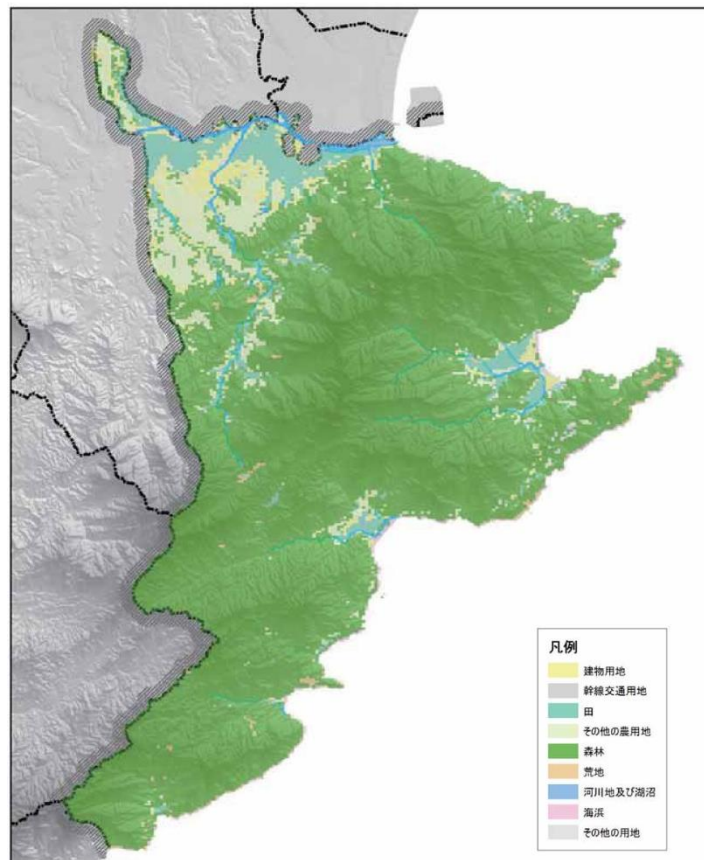


図 土地利用現況図
出典：都市計画マスタープラン（H25年8月策定）

(4) 道路交通状況

本町と周辺市町村を結ぶ主要幹線道路として、南九州の大動脈であり本町と鹿屋市、志布志市を結ぶ国道220号、本町の中心部を通り国道220号に連絡する主要地方道鹿屋高山串良線、海岸線を通して志布志市方面や錦江町、南大隅町方面に抜ける国道448号がある。

その他、町内の骨格的な道路として、県道高山吾平線、神之川内之浦線、岸良高山線、後田富山線、主要地方道内之浦佐多線などがある。

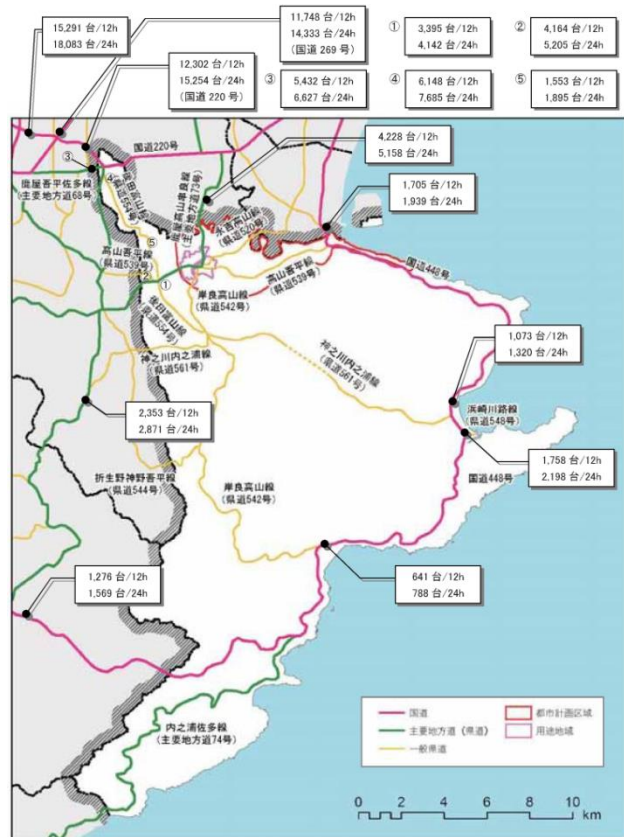


図 肝付町周辺の幹線道路網及び交通量 (H22年度道路交通センサスより)

本町及び周辺地域の公共交通は、国鉄大隅線の廃止(1987年)以降、路線バスが中心となっている。町内のバス停の多くは、主要な施設を回るよう地域幹線道路沿道に配置されている。

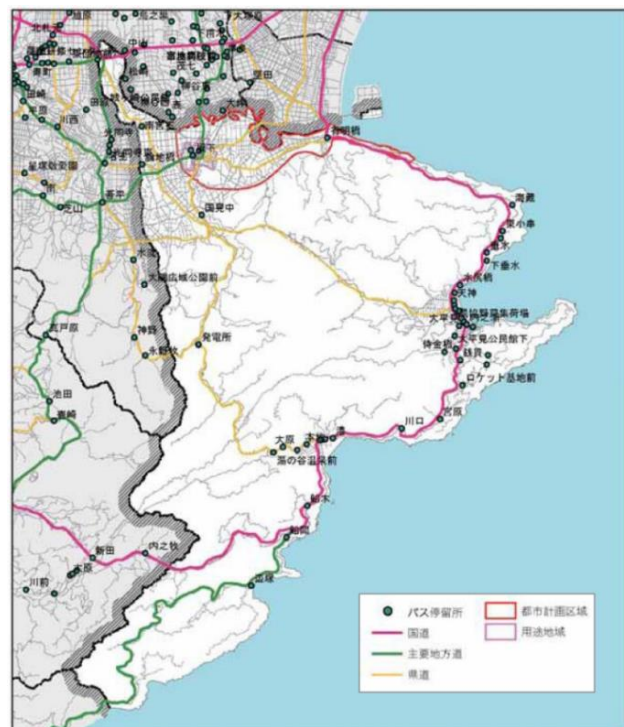


図 主要なバス停の分布

出典：都市計画マスタープラン (H25年8月策定)

2. 肝付町の人口

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は減少傾向にあり、令和2年国勢調査における人口は14,227人となっており、昭和60年からの35年間で約8,000人以上減少している。また、世帯数も減少傾向にあり、令和2年国勢調査では6,393世帯となっている。

表 人口・世帯数の推移

	人口 (人)		世帯数 (世帯)	
		増減率		増減率
昭和60年	22,955	-	8,405	-
平成2年	21,542	0.94	8,301	0.99
平成7年	20,317	0.94	8,159	0.98
平成12年	19,523	0.96	8,024	0.98
平成17年	18,307	0.94	7,751	0.97
平成22年	17,160	0.94	7,518	0.97
平成27年	15,664	0.91	6,974	0.93
令和2年	14,227	0.91	6,393	0.92

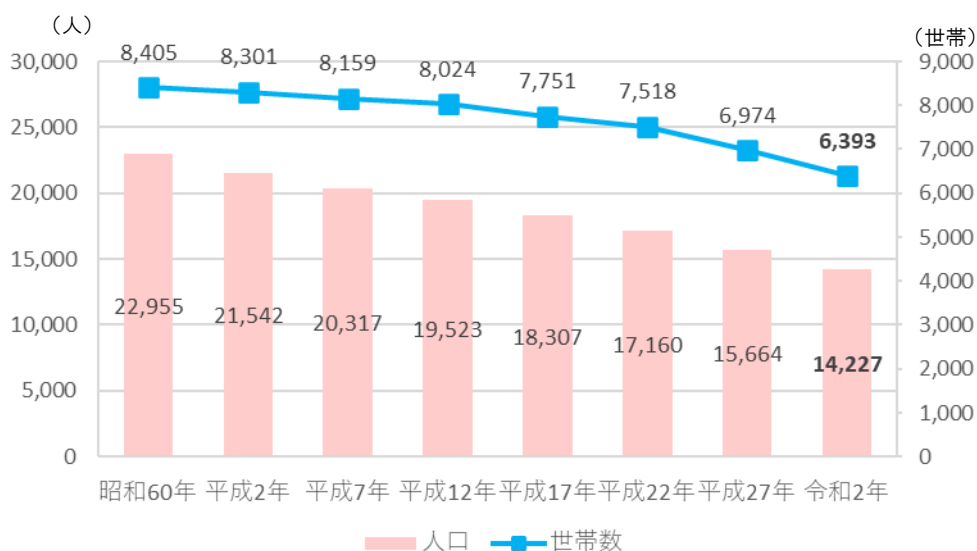


図 人口・世帯数の推移

資料：各年国勢調査

(2) 地域別人口

本町を合併町の旧高山町、旧内之浦町の2地域に分けた場合、旧高山町の人口が旧内之浦町の4倍以上となっている。地域別に人口の増減をみると、両町とも減少傾向にあるが、旧内之浦町の減少率は旧高山町の約2倍である。

年齢区分別人口をみると、旧内之浦町は高齢化がより進んでおり、老年人口が生産年齢人口の割合を上回り、平成28年には約5割を占めるまでになっている。

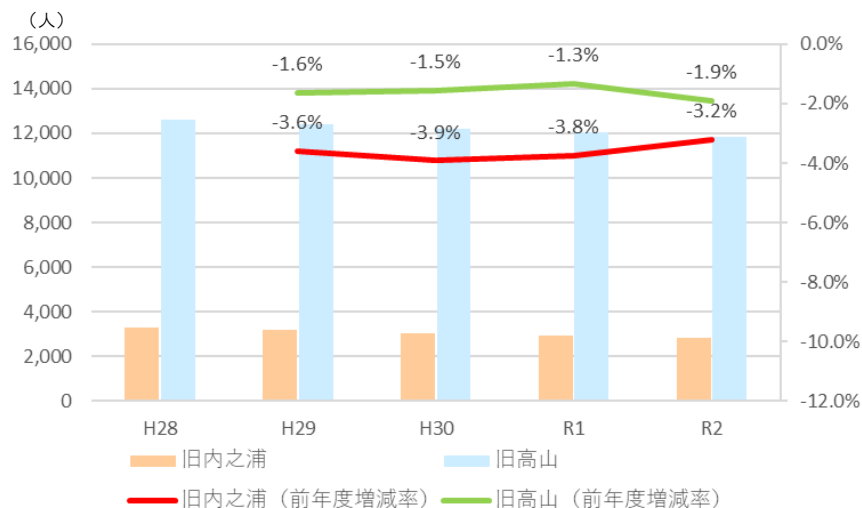


図 地域別人口と増減率 (住民基本台帳)

表 地域別人口の推移 (住民基本台帳)

	H28	H29	H30	R1	R2
旧内之浦	3,304	3,185	3,060	2,945	2,850
旧高山	12,623	12,416	12,224	12,063	11,833

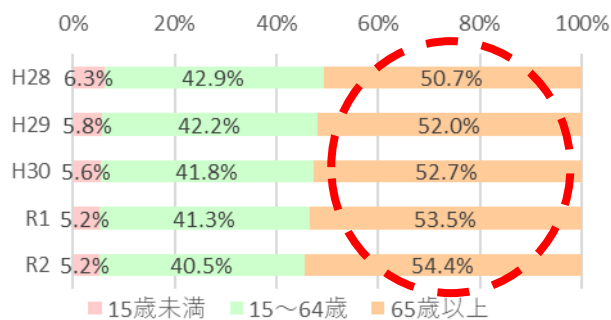


図 地区年齢3区分別人口 (旧内之浦)

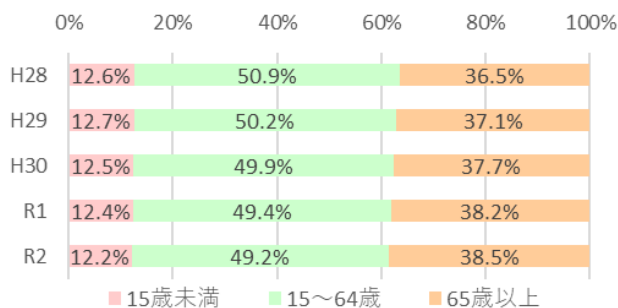


図 地区年齢3区分別人口 (旧高山)

(3) 年齢別人口の推移

令和2年国勢調査における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が1,654人(11.6%)、15～64歳が6,687人(47.0%)、65歳以上が5,886人(41.4%)となっている。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口が増加しており、平成2年には15歳未満人口を上回り、少子高齢化が進みつつある。

また、鹿児島県全体と比較すると、本町は65歳以上人口の割合が8.9ポイント高く、15歳未満が1.5ポイント、15～64歳が7.4ポイント低い状況となっている。

表 年齢区分別人口の推移

	総人口				
	(人)	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和60年	22,955	4,487	14,624	3,844	0
平成2年	21,542	3,839	13,282	4,414	7
平成7年	20,317	3,212	11,842	5,252	11
平成12年	19,523	2,773	10,634	6,116	0
平成17年	18,307	2,185	9,760	6,362	0
平成22年	17,160	1,898	8,969	6,288	5
平成27年	15,664	1,760	7,774	6,125	5
令和2年	14,227	1,654	6,687	5,886	0
鹿児島県R2年	1,588,256	207,602	863,898	516,756	0

資料：各年国勢調査

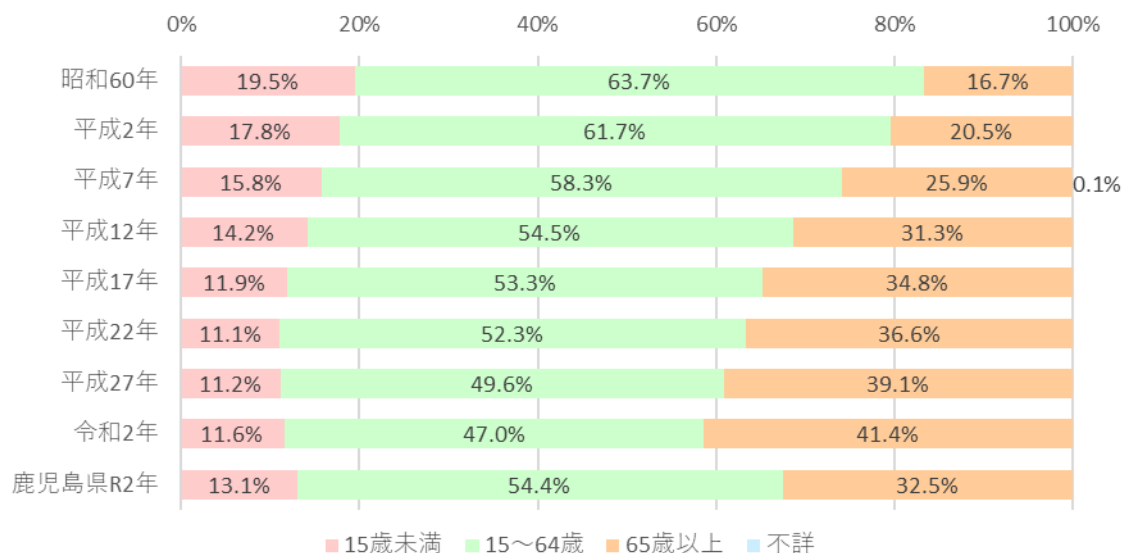


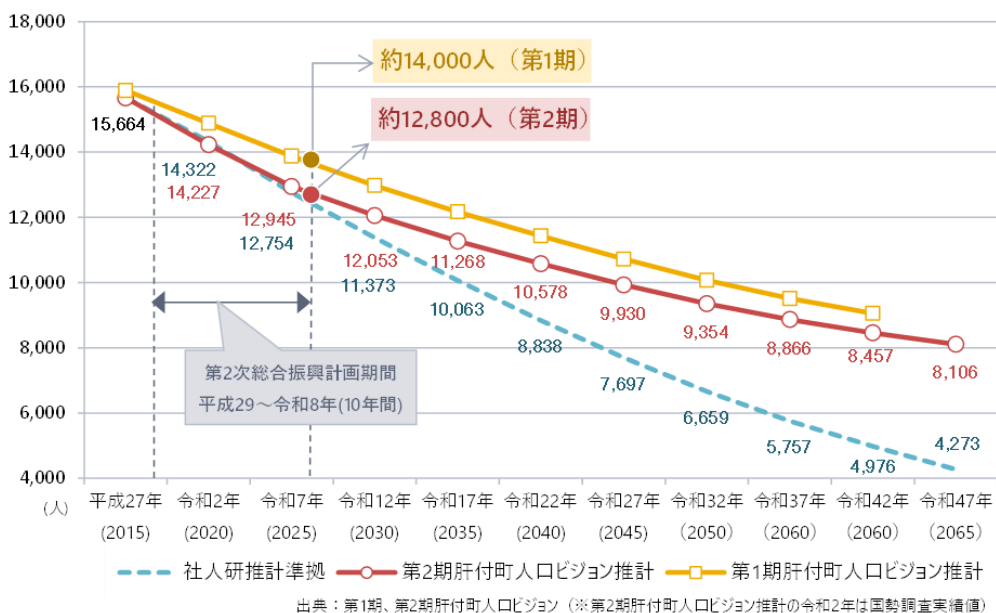
図 年齢区分別人口割合の推移

(4) 将来人口

各上位・関連計画においての将来人口は、下記のとおりに定めている。

「第2次肝付町総合振興計画 後期基本計画」(令和4年3月策定)

将来人口推計(将来展望) 2065年目標人口: 8,106人

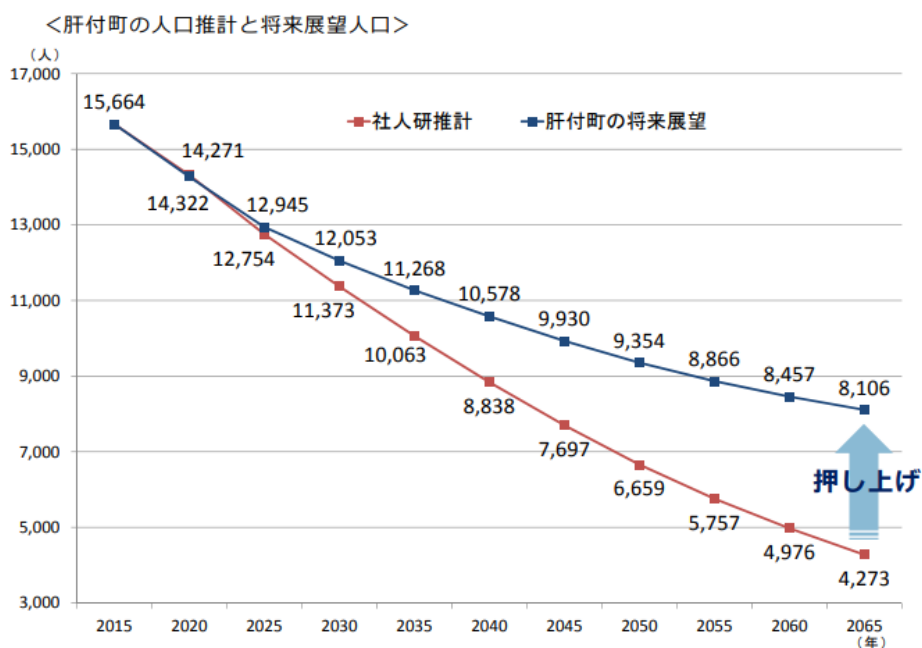


「肝付町都市計画マスタープラン」(平成25年8月策定)

平成45年(2033年)の目標人口: 10,644人

「第2期 肝付町人口ビジョン」(令和2年3月策定)

2065年目標人口: 8,106人



3. 肝付町の財政状況

歳入歳出の推移をみると、100億円前後で推移している。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により増加している。

歳出のうち普通建設事業費についてみると、年度により変動はあるものの、年間15億円前後で歳出全体の1~2割程度で今後も推移していくものと見込まれる。

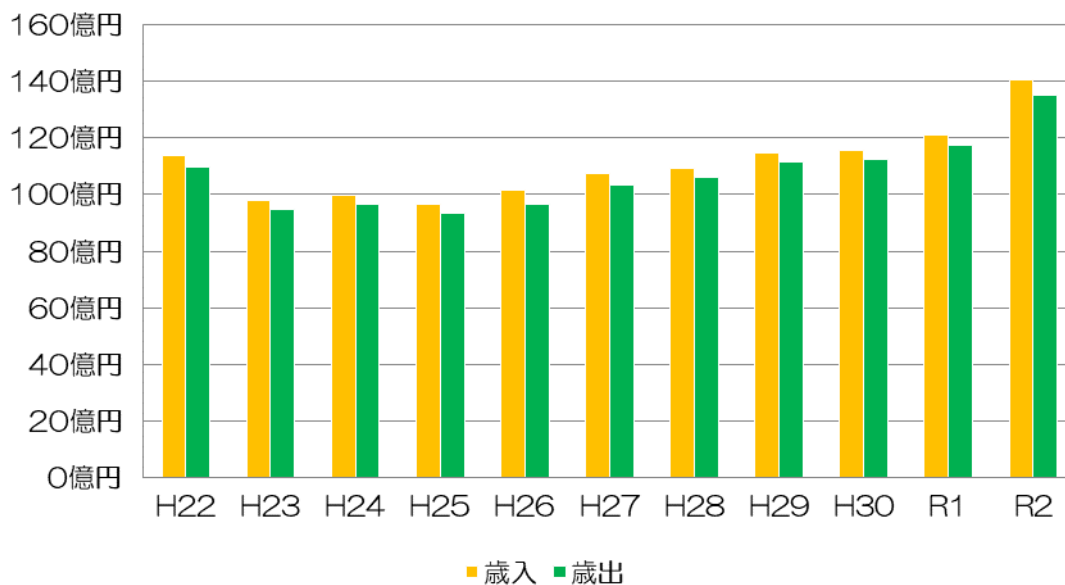


図 一般会計歳入歳出決算額の推移

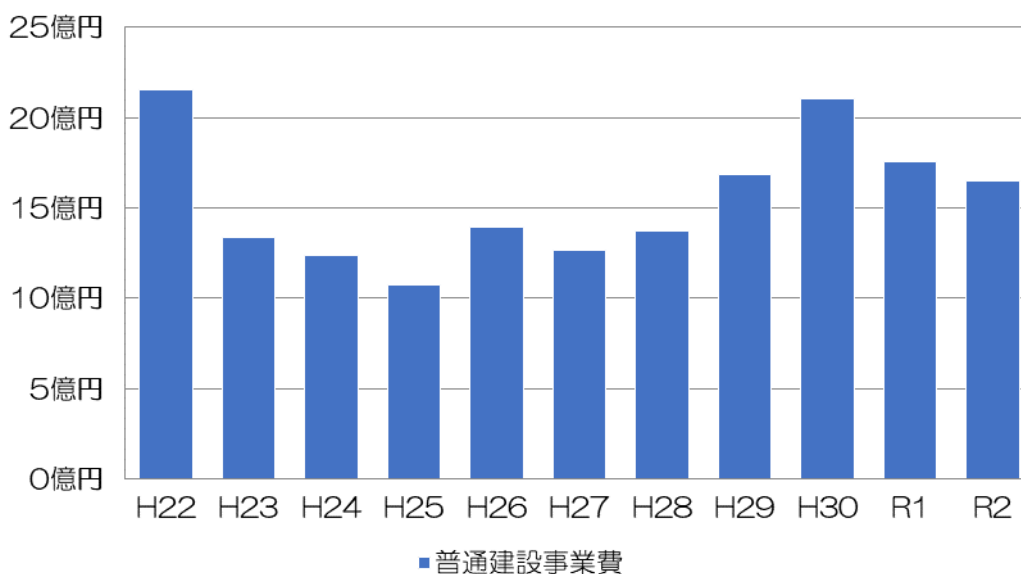


図 普通建設事業費の推移

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 公共施設の種類

総務省公表の更新費用試算プログラム*で定義された大分類のうち、町内で整備されている施設に併せて13項目に分類した。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名称例
町民文化系施設	集会施設	町民ホール、コミュニティセンター
		公民館・集会所、青年の家
	文化施設	町民会館
		町民文化センター
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	博物館、資料館
		社会教育センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館、武道館
		サッカー場、テニスコート、野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場
		観光センター
産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館、販売所・物産館
		産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育関連施設	給食センター、教職員住宅
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育所
	幼児・児童施設	子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		デイサービスセンター、老人憩いの家
	児童福祉施設	児童養護施設、母子生活支援施設
	保健施設	保健センター等
医療施設	医療施設	福祉会館
		町民病院・診療所
行政系施設	庁舎等	町庁舎・支所、消防格納庫
町営住宅	町営住宅等	町営住宅・公営住宅
公園	公園	管理棟、倉庫、便所
その他	その他	駐車場、駐輪場、公衆便所

*更新費用試算ソフト：財団法人自治総合センターが開催した「2010年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを、総務省において一部変更を加え、公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア

2. 建物系公共施設

① 建物系公共施設の現状

本町が保有する公共施設は、全 186 施設、506 棟、総延床面 140,999.28 m²である。その結果、下表で示すように、棟数及び延床面積は「学校教育系施設」が圧倒的に多いことが分かる。施設数では「町営住宅」が多くなっている。産業系施設には、堆肥施設等の大型施設が有り、施設数に比べ延床面積が多くなっている。

表 分類別公共施設集計表

NO	大分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)	割合
1	町民文化系施設	13	21	11,737.00	8.3%
2	社会教育系施設	1	1	500.00	0.4%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	19	53	19,796.42	14.0%
4	産業系施設	9	27	20,070.43	14.2%
5	学校教育系施設	49	203	45,996.65	32.6%
6	子育て支援施設	1	2	212.00	0.2%
7	保健・福祉施設	9	10	3,642.06	2.6%
8	医療施設	3	6	2,806.00	2.0%
9	行政系施設	21	32	10,219.40	7.2%
10	町営住宅	39	118	24,081.00	17.1%
11	公園	10	18	597.37	0.4%
12	その他	12	15	1,340.95	1.0%
合 計		186	506	140,999.28	100.0%

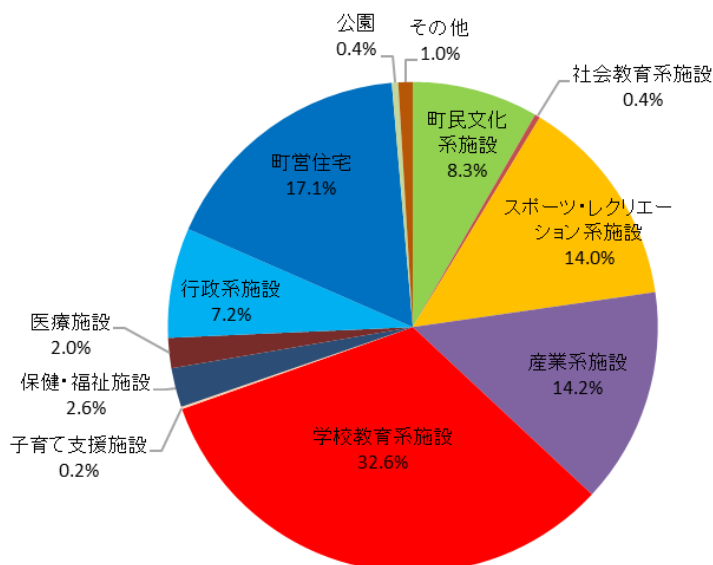


図 分類別公共施設 割合グラフ

② 築年別整備状況

下図は、本町が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものである。本町では1960年頃から学校教育系施設等を中心に施設の整備が緩やかに始められ、1980年以降もほぼ毎年整備されている。また耐震性能に劣る1981年以前に建設された（いわゆる旧耐震設計）施設が3割程度ある。その中で、学校教育系施設が占める割合が高いことが見受けられるが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性の改善は対応済みである。

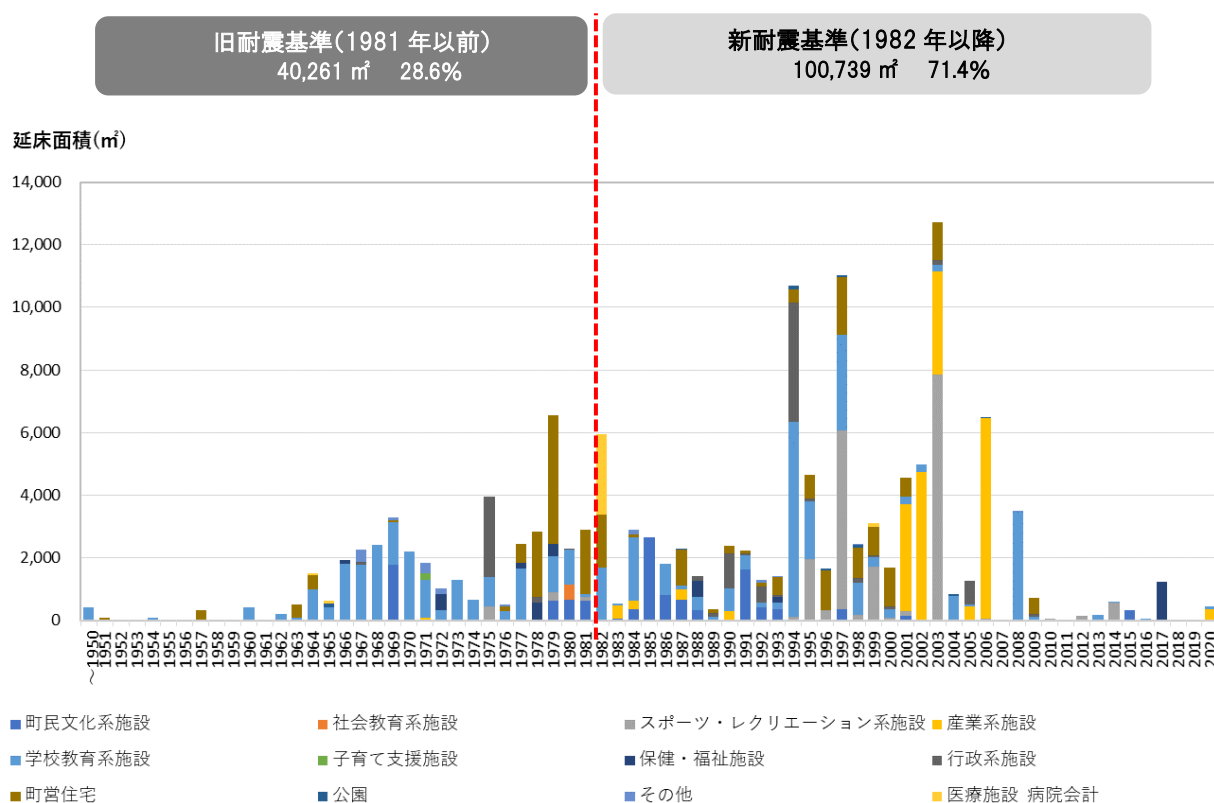


図 公共施設 年度別整備延床面積

③ 建物系公共施設の保有量の推移

本計画策定当初は、産業系施設の新規就農者研修施設 9 棟、延床面積 7,972 m²は、除外していたため、今回、施設の保有量については、対象施設に含めて比較している。

施設の保有量の推移は、平成 27 年度と比較して令和 2 年度迄の 5 年間で 4 棟、3,071.72 m²減少している。

表 建物系公共施設の保有量の推移

NO	大分類	平成 27 年度		令和 2 年度		延床面積の相違 (m ²)
		棟数	延床面積(m ²)	棟数	延床面積 (m ²)	
1	町民文化系施設	24	12,585	21	11,737.00	-848.00
2	社会教育系施設	5	898	1	500.00	-398.00
3	スポーツ・レクリエーション系施設	30	16,773	53	19,796.42	3,023.42
4	産業系施設	(22) 31	(14,493) 22,465	27	20,070.43	-2,394.57
5	学校教育系施設	201	46,484	203	45,996.65	-487.35
6	子育て支援施設	3	504	2	212.00	-292.00
7	保健・福祉施設	6	3,596	10	3,642.06	46.06
8	医療施設	3	2,522	6	2,806.00	284.00
9	行政系施設	33	10,365	32	10,219.40	-145.60
10	町営住宅	128	24,805	118	24,081.00	-724.00
11	公園	28	1,564	18	597.37	-966.63
12	その他	18	1,510	15	1,340.95	-169.05
合 計		(501) 510	(136,099) 144,071	506	140,999.28	-3,071.72

④ 建物系公共施設の減価償却率の推移

平成 28 年度決算より、新地方公会計の統一的基準に基づく固定資産台帳整備に伴い、投資的支出にあたる大規模改修等の資産形成分も計上している事から、結果として減価償却率が同程度となっている。

表 建物系公共施設の減価償却率の推移

	平成 27 年度	令和 2 年度	備 考
	減価償却率	減価償却率	
町全体	63.43%	63.33%	

⑤ 過去に行った対策の実績（建築系公共施設）

公共施設等総合管理計画策定（平成 29 年 3 月）以降に公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下のとおりとなった。

■除却

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	対策実施年度
宮富小学校 倉庫	20.00	昭和 56 年 12 月 1 日	平成 29 年度
本地住宅 2 号 住宅	63.00	昭和 45 年 4 月 1 日	平成 29 年度
公営染木住宅 住宅	28.00	昭和 26 年 3 月 1 日	平成 29 年度
僻地教職員住宅(北方) 住宅(教)	50.00	昭和 51 年 3 月 1 日	平成 30 年度
僻地教職員住宅(北方) 住宅(教)	50.00	昭和 51 年 3 月 1 日	平成 30 年度
僻地教職員住宅(岸良小) 住宅	61.00	昭和 57 年 3 月 31 日	平成 30 年度
北方公営住宅（神社前） 住宅	69.00	不明	平成 30 年度
川上住宅 住宅	28.00	昭和 33 年 3 月 1 日	平成 30 年度
前田住宅 B（北方公営） 住宅	94.50	昭和 42 年 4 月 1 日	平成 30 年度
前田住宅 B（北方公営） 住宅	94.50	昭和 42 年 4 月 1 日	平成 30 年度
家畜管理センター 豚舎	605.00	昭和 46 年 10 月 14 日	令和 2 年度
北方公営住宅（神社前） 住宅	70.00	昭和 30 年 4 月 1 日	令和 2 年度
北方公営住宅（神社前） 住宅	69.00	昭和 30 年 4 月 1 日	令和 2 年度
家畜管理センター 牛繋留所	26.00	昭和 46 年 10 月 14 日	令和 2 年度
新規就農者研修施設 育苗ハウス	380.00	平成 15 年 1 月 1 日	令和 2 年度
新規就農者研修施設 育苗ハウス	380.00	平成 15 年 1 月 1 日	令和 2 年度
新規就農者研修施設 育苗ハウス	380.00	平成 15 年 1 月 1 日	令和 2 年度
新規就農者研修施設 育苗ハウス	380.00	平成 15 年 1 月 1 日	令和 2 年度

■無償譲渡

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	対策実施年度
養護老人ホーム国見園	2,078.87	平成 4 年 6 月 30 日	令和 2 年度
養護老人ホーム国見園 倉庫	88.54	平成 4 年 8 月 10 日	令和 2 年度

3. 建物系公共施設の将来更新費用の推計

公共施設等の総合かつ計画的な管理推進の基本方針を示すにあたり、公共施設等にかかる更新費用の試算が必要となる。

① 改訂前の更新費用推計（建物系公共施設）

公共施設等総合管理計画策定時の建物系公共施設について、今後必要となる更新費用推計は、推計の結果、今後40年間の更新費用の推計総額は約522.9億円となり、1年あたり平均更新費用は約13.1億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない。）となった。

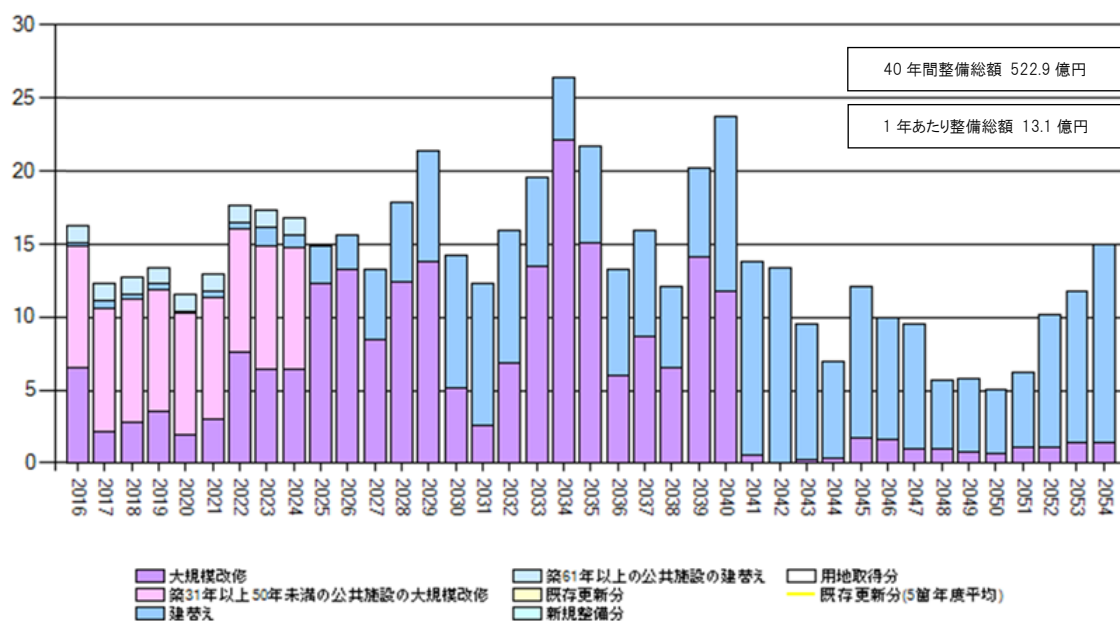


図 公共施設の将来更新費用（公共施設）

表 建物系公共施設の更新費用推計（改訂前）

今後40年間の更新費用総額	522.9億円
1年あたり平均更新費用	13.1億円

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
町民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
町営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
その他	20	36	万円/㎡

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎている場合の実施する目安

② 改訂後の更新費用推計（建物系公共施設）

公共施設等総合管理計画改定版では、令和2年度に策定した公共施設等個別施設計画の実施計画を踏まえると、今後必要となる更新費用推計は、40年間で約351.5億円、1年あたり平均更新費用では約8.8億円と見込まれる。

表 建物系公共施設の更新費用推計（改訂後）

今後40年間の更新費用総額	351.5億円
1年あたり平均更新費用	8.8億円

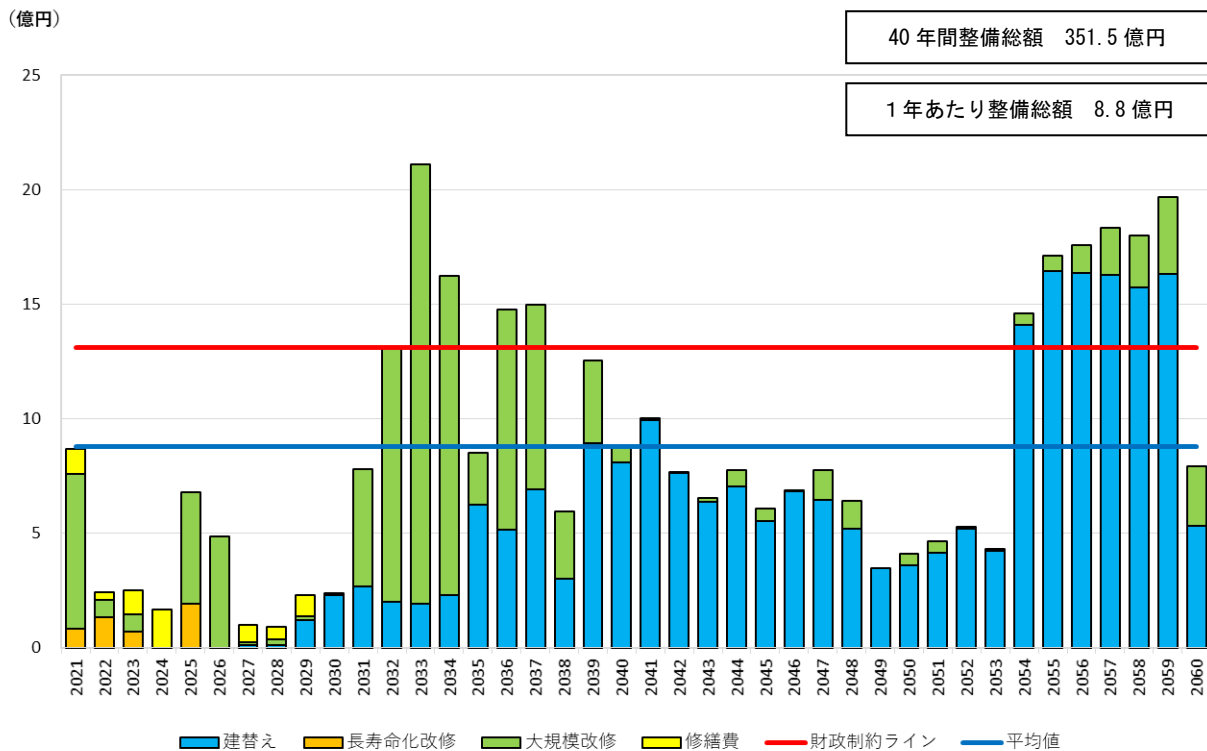


図 建物系公共施設の更新費用推計（改訂後）

③ 対策の効果額（建物系公共施設）

公共施設等総合管理計画策定時の今後必要となる更新費用推計値から、公共施設等個別施設計画の長寿命化方針を踏まえ、更新費用の推計を試算した結果は、以下のとおりとなった。

表 建物系公共施設の更新費用推計の対策の効果額

	改訂前	改訂後	対策の効果額
今後40年間の更新費用総額	522.9億円	351.5億円	171.4億円
1年あたり平均更新費用	13.1億円	8.8億円	4.3億円

4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

改修周期を考慮した単価により、公園を除くインフラ施設の将来更新費用の推計を行った。上水道は特別会計のため、推算していない。また公園の更新費用においてトイレ等は施設更新に参入しており、土地の管理は推計の対象外とした。

道路（町道）は、実延長約 292,789m（面積：1,214,815 m²）となっている。橋梁は、管理対象橋梁の実延長が、1,909.6m（面積 9,528.3 m²）となっている。上水道は、総延長 128,079 mとなっている。

表 主要インフラの状況

インフラ	実延長(m)	総面積(m ²)	備考
道路	292,789	1,214,815	
橋梁	1,909.6	9,528.3	
上水道	128,079	—	
公園	—	—	丸岡公園・鉄道公園・福留公園・波見公園

平成 26 年度 道路・橋梁台帳より

表 道路更新費用の目安

道路更新	更新単価（円/m ² ）	更新年数
一般道路	4,700	15
自転車歩行者	2,700	15

表 橋梁更新費用の目安

橋梁更新	更新単価（千円/m ² ）	更新年数	積み残し
橋梁	425	60	5

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

表 土木インフラの更新費用推計（改訂前）

今後 40 年間の更新費用総額	189.5 億円
1年あたり平均更新費用	4.7 億円

① 道路の更新費用推計（改訂前）

道路の全面積に対し、今後40年間の整備総額は約156.1億円となる。この結果、年あたりの平均整備額は約3.9億円となる。

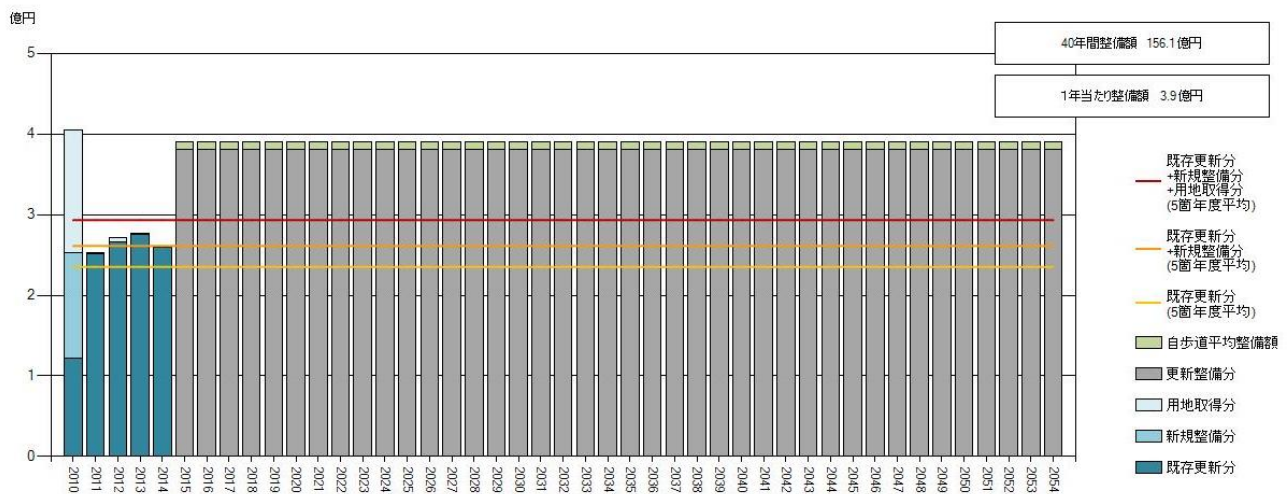


図 道路総面積による将来の更新費用の推計

② 橋梁の更新費用推計（改訂前）

更新費用の推算の結果、橋梁の構造別による今後40年間の整備総額は約33.4億円となる。この結果、1年あたりの平均整備額は約0.8億円となる。

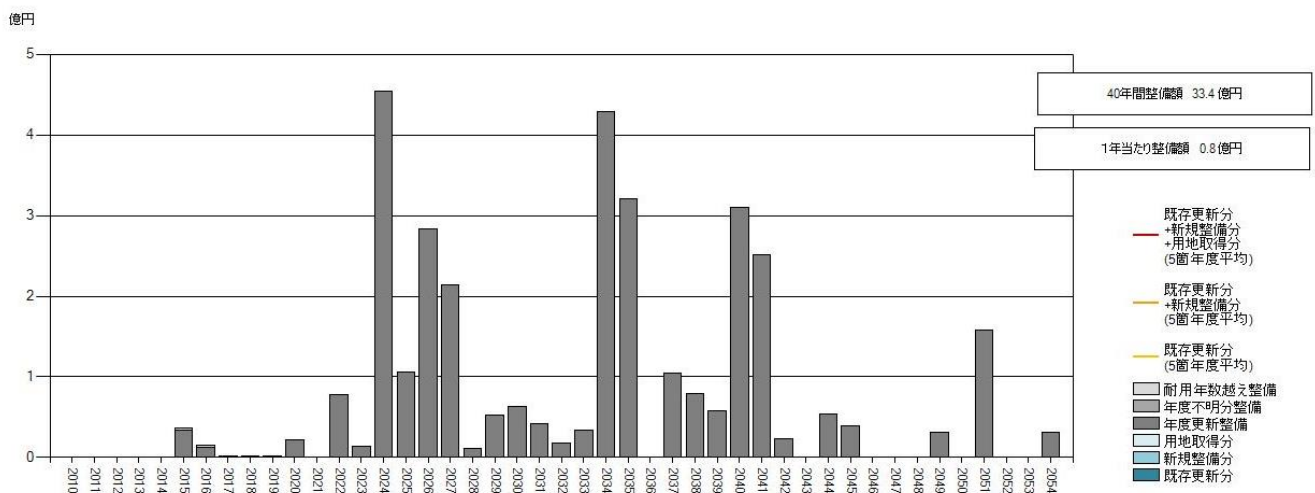


図 橋梁構造別面積による将来の更新費用の推計

③ 改訂後の更新費用推計（土木インフラ）

道路更新費用（道路整備事業）は、毎年約 1.5 億円の修繕を行っていくこととしている。
また、橋梁長寿命化修繕計画では、今後 50 年間の事業費を試算すると、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が約 32 億円となり、1 年あたりの整備額は、約 0.6 億円となる。

表 土木インフラの更新費用推計（改訂後）

今後 40 年間での更新費用総額	84.0 億円
1 年あたり平均更新費用	2.1 億円

④ 対策の効果額（土木インフラ）

公共施設等総合管理計画策定時の今後必要となる更新費用推計値から、道路更新費用（道路整備事業）や橋梁長寿命化修繕計画の策定結果から、更新費用の推計を試算した結果は、以下のとおりとなる。

表 土木インフラの更新費用推計の対策の効果額

	改訂前	個別施設計画 反映	対策の効果額
今後 40 年間での更新費用総額	189.5 億円	84.0 億円	105.5 億円
1 年あたり平均更新費用	4.7 億円	2.1 億円	2.6 億円

5. 公共施設等全体の将来更新費用の推計

① 公共施設等全体の更新費用推計（改訂前）

公共施設等総合管理計画策定時の公共施設等全体の更新費用は、40年間で約712.4億円、1年あたり平均更新費用は約17.8億円と見込まれている。

一方で、過去6年間において、これら施設整備に充てることができる投資的費用である普通建設事業費の平均は約14.8億円であり、現状の予算規模でも年間約3億円(今後40年間では約120億円)も不足している状況にある。

表 公共施設等全体の1年あたり更新費用推計（改訂前）

	建物系 公共施設	土木 インフラ	合計
A 今後40年間の更新費用総額	522.9億円	189.5億円	712.4億円
B 更新費用（1年あたり）	13.1億円	4.7億円	17.8億円
C 施設投資額（H22～H27の6箇年平均）		14.8億円	14.8億円
D（B-C）年間不足額		3億円	3億円

② 公共施設等全体の更新費用推計（改訂後）

公共施設等総合管理計画改訂版では、公共施設等全体の更新費用は、各種個別計画を踏まえ、更新費用の推計を試算した結果は、以下のとおりとなる。40年間で約435.5億円、1年あたり平均更新費用は約10.9億円と見込まれている。

一方で、過去5年間において、これら施設整備に充てることができる投資的費用である普通建設事業費の平均は約14.8億円であり、各種個別施設計画の方針を反映すると今後40年間の更新費用は、抑制される見込みではあるが、2032年度以降では不足する見込みであるから更新費用の平準化を図る必要がある。

表 公共施設等全体の1年あたり更新費用推計（改訂後）

	建物系 公共施設	土木 インフラ	合計
A 今後40年間の更新費用総額	351.5億円	84.0億円	435.5億円
B 更新費用（1年あたり）	8.8億円	2.1億円	10.9億円
C 施設投資額（H28～R2の5箇年平均）	13.1億円	1.7億円	14.8億円
D（B-C）年間不足額	△4.3億円	0.4億円	△3.9億円

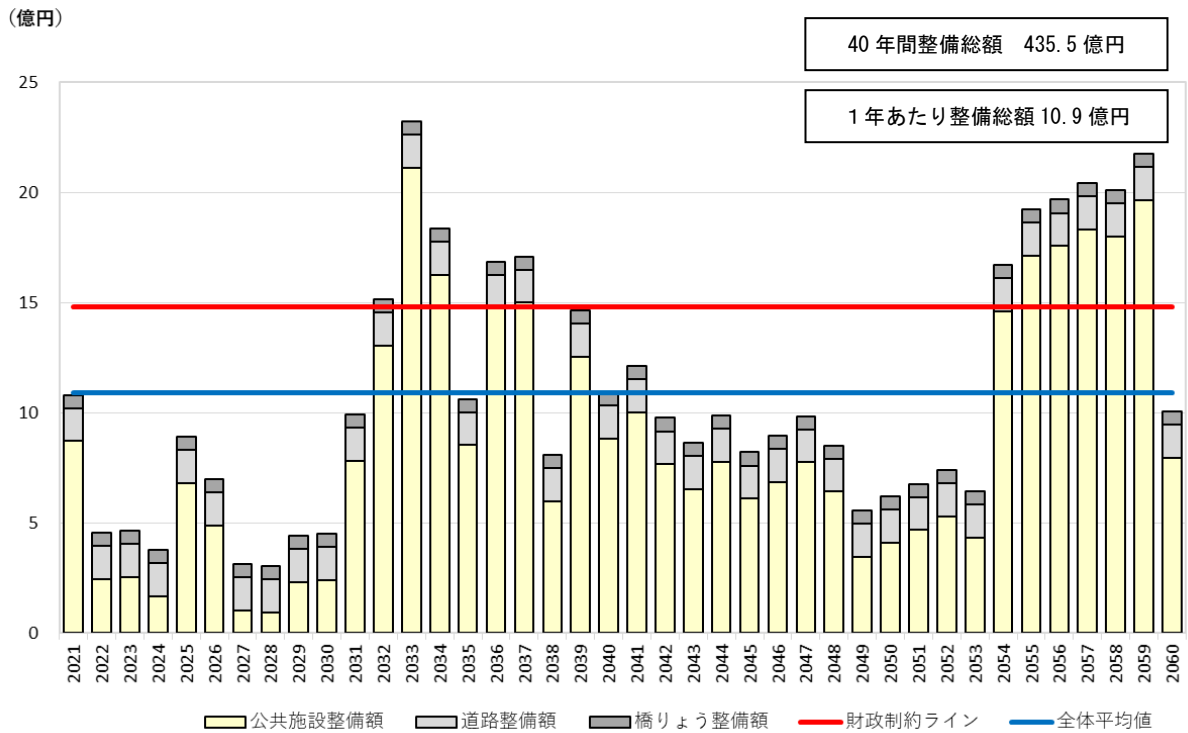


図 公共施設等全体の更新費用推計（改訂後）

③ 対策の効果額（公共施設等全体）

公共施設等総合管理計画策定時の今後必要となる更新費用推計値から、各種公共施設等個別施設計画を踏まえ、更新費用の推計を試算した結果は、以下のとおりとなる。

表 公共施設等全体の更新費用推計の対策の効果額

	改訂前	改訂後	対策の効果額
今後40年間の更新費用総額	712.4億円	435.5億円	276.9億円
1年あたり平均更新費用	17.8億円	10.9億円	6.9億円

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題

課題1：将来人口の減少に対する課題

本町は、近年人口は減少傾向を示しており、全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設のあり方を検討していく必要がある。

課題2：少子・高齢化の進展に対する課題

本町の年齢区分別人口の割合の推移において、65歳以上の人口の割合が確実に増加しており、平成27年時点では約39.1%と超高齢社会の定義で示される21.0%を大きく超えている。

本町が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン（令和2年3月）」（以下「人口ビジョンという」）における人口予測によると、令和47年には8,106人となる。その一方で、生産年齢人口は減少することが予測されており、将来的な人口構造の大きな変化に応じた公共サービスの内容を見直していく必要がある。

課題3：財源の減少に対する課題

人口減少と同時に起こる人口構成の大きな変化に伴って、町税の徴収額が影響を受けると同時に高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費にあてる事ができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測される。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反比例して、公共施設の維持管理のための費用の増大が見込まれている。

限りある財源の中で必要な公共サービスを維持していくためには、その公共サービスのレベルを保つために最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設の統合や用途廃止等対応を図る必要がある。

課題4：施設量縮減、除却に関する課題

本町は2町による合併を行っている。それぞれ旧町が所有していた施設については、効率的な配置や運用方法を検討する必要がある。除却がそのまま住民サービスの低下になる場合も考えられるため、施設量縮減に際しては、施設量が縮減されても、住民サービスの水準が下がらないように、施設の統合化等においては機能的な施設の整備を図る必要がある。

2. 基本方針のまとめ

(1) 基本方針

本町が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン（令和2年3月）」（以下「人口ビジョンという」）において、人口予測を行っているが、本町の総人口は、平成27年国勢調査15,644人から、令和47年には8,106人となり、約52%に減少すると予測されている。

財政状況も高度経済成長期とは状況が異なり、歳入の増加が見込めない中で、扶助費は依然として増加傾向にある。

今後の更新費用の推計については、第3章の『5. 公共施設等全体の更新費用推計 ①公共施設等全体の更新費用推計（改訂前）』で検討したとおりであるが、本町の財政の歳入は減少していくことは必至で、町が策定した財政計画によると普通建設事業費は、更に減少していく見込みとなっている。

今後新設はもちろん本町が保有している全ての公共施設を更新・建替えをすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。本町はこれらの現状を踏まえ、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

【肝付町公共施設マネジメントの基本方針】

方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

【公共施設(建築物)の新規整備の抑制】

【既存施設の見直し(複合化、縮減)】

方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

【予防保全型の維持補修への転換】

方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

【維持管理コストの最適化】

方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

【公共施設(建築物)の新規整備の抑制】

- ・住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応するなど、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- ・公共施設の複合化、転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

【既存施設の見直し(複合化、縮減)】

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討する。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討する。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- ・公共施設の除却や複合化等を行う際は、優位な補助金や起債等を活用するほか、公共施設除却等基金(仮称)を創設し、将来負担の軽減を図るものとする。

方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

【予防保全型の施設維持への転換】

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷などが生じた後に改修などを行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修などする「予防保全」への転換が有効とされている。
- ・本町では予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。
- ・工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

【維持管理コストの最適化】

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費(清掃、警備、保守点検等)等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図る。
- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成するなど、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

3. 維持管理・更新費用の削減目標の設定

(1) 削減目標の設定

本計画を策定した平成28年度当時、予算規模から主たる公共施設で既に年間約3億円、計画で更なる不足が生じると推定されている。よって今後前項に掲げた基本方針における取り組みを実施することにより、維持管理・更新費用を今後40年間で40%圧縮することを目標とする。

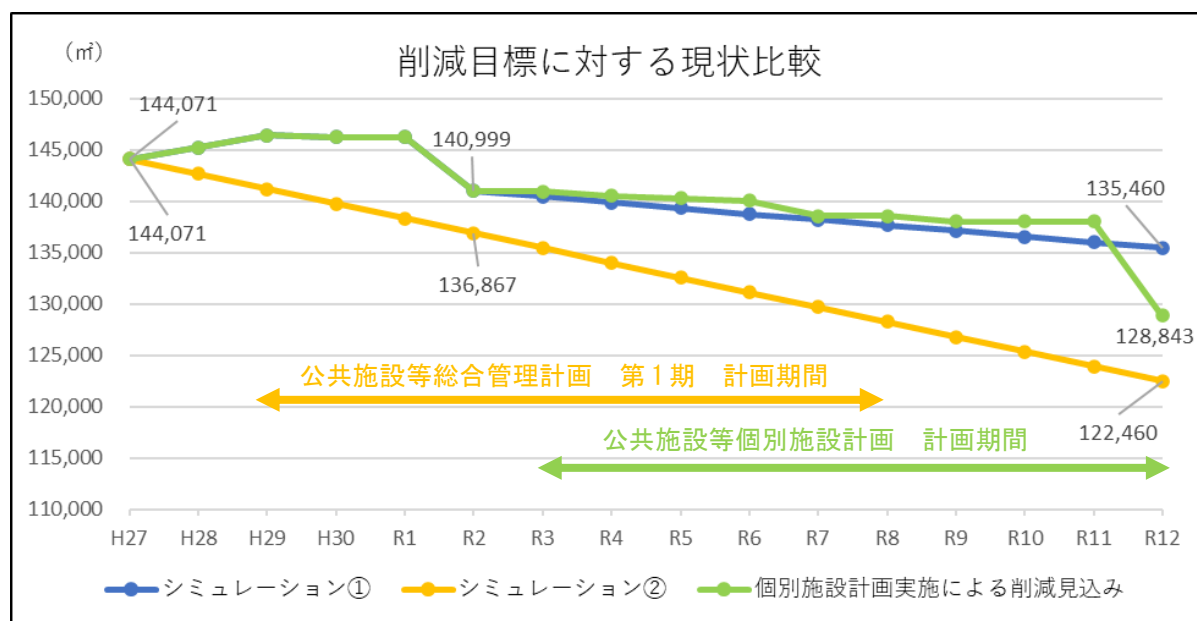
(2) 削減目標に対する現状比較

本計画初版に策定した数値目標を達成するために、今後10年間にどの程度延床面積を削減すべきかシミュレーションを行う。

平成27年度と令和2年度において、延床面積を比較すると、約2.0%減少しており、このままいくと令和12年度では約6.0%の減少にとどまる見込みになる。

目標達成するには継続的に年間約1.0%（約1,400㎡）の延床面積を減らす必要がある。

令和2年度に策定した個別施設計画の方針で「廃止・民営化」とした施設を令和12年度までに実施した見込み数値は、約10.6%の減少になる見込みである。



【シミュレーション①】

本計画策定時（H27）と改定時（R2）の増減率（約2.0%減少）をこのまま令和12年度まで続けた推移（最終約6.0%減少）

【シミュレーション②】

本計画の目標を達成するための目標値（40年間で40%削減）で令和12年度までの推移（最終約15.0%削減）

【個別施設計画の実数値】

個別施設計画の方針で「廃止・民営化」とした施設を令和12年度までに実施した場合の推移（最終約10.6%削減の見込み）

4. 公共施設等の維持管理実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実に図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

「公共施設診断の対象となる評価項目」から抜粋した下記項目により、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を目指す。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものはそのデータを利用する。

表 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物部位(構造・外装など)の耐久性・劣化状況
3	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
4	適法性	・建築法規、消防法、条例

出典：(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は、異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの一部の部門を除いて「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状態に応じて「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や住民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更などを図る。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、P D C Aサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等対策を講じ、安全性の確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

学校の校舎については耐震補強が完了している。

しかしながら利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。また施設の安全性の確保については天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策も実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化の実施については、施設の状況をしっかりと把握した上で、所管課内にとどまらず、全庁的に横断的な体制で検討し、個別計画を策定した上で、原則的に下記要領に基づいて実施していくものとする。

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置き、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図る。なお、総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することである。

② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。

しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となる。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となる。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点の診断によって更に使用が可能と判断されれば、長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用し、コストを削減することも検討する。

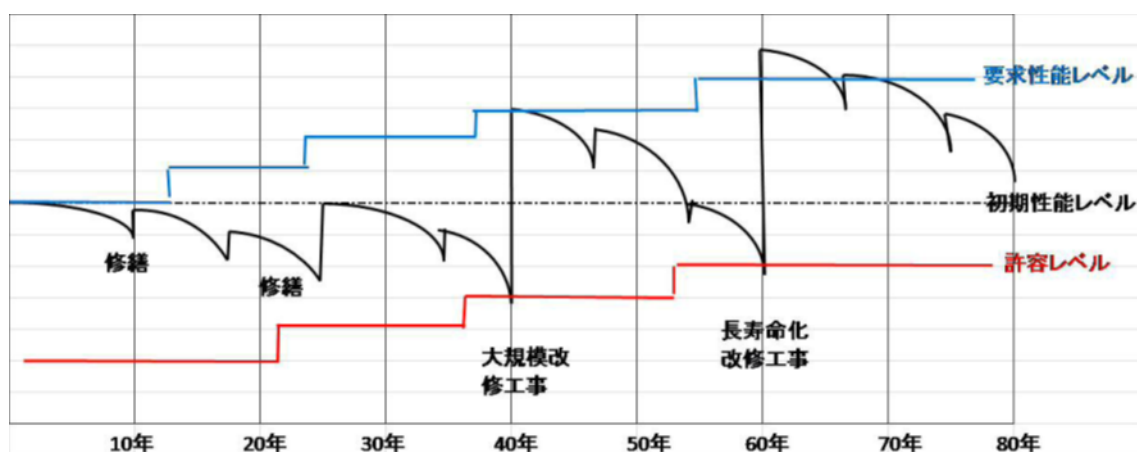


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の概念図

③ 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることがある。それぞれ要因による耐用年数の定義は下表のとおりである。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数決定の要因	内容
①物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化など自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物が滅失する年数 一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることになる。
②経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前にもしくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回り建替えるよりも復旧する方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることになる。
③機能的要因	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求の向上による機能の陳腐化もしくは、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることになる。
④法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数

※耐用年数の長さは一般的には③<④<②<①となる。

本町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリートが最も多いため、マネジメントにおいては、コンクリート構造の耐用年数の決定が重要となる。目標耐用年数については、さまざまな評価基準があるが、老朽化に伴う総合的な評価によって1棟の建築物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となる。

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されるが、階高や広さなどに余裕を持った建物や新耐震基準施設は(1981年以降建設の施設)は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性がある。

表 RC造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100年	80年～120年	80年
普通品質	60年	50年～80年	50年

出典：(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

新耐震基準で設計されたコンクリート構造の目標耐用年数は、原則として高品質の下限値及び普通品質の最大値である 80 年として計画を設定する。(旧基準は代表値である 60 年に 10 年を加えた 70 年とする。)

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、次項「具体的な判定方法」を実施した上で確定する。また、その他構造別に、本町の公共施設の望ましい目標耐用年数は下記のとおりとする。

表 本町建築物の目標耐用年数

RC (新耐震)	RC (旧耐震)	木造	鉄骨造	その他
80 年	70 年	50 年	50 年	50 年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)

築 20 年～30 年以上経過した施設の長寿命化については、現存の施設の状況を把握し設定する必要がある。具体的には、概ね 35 年を経過した以下のフローにより長寿命化の可否について確認する。

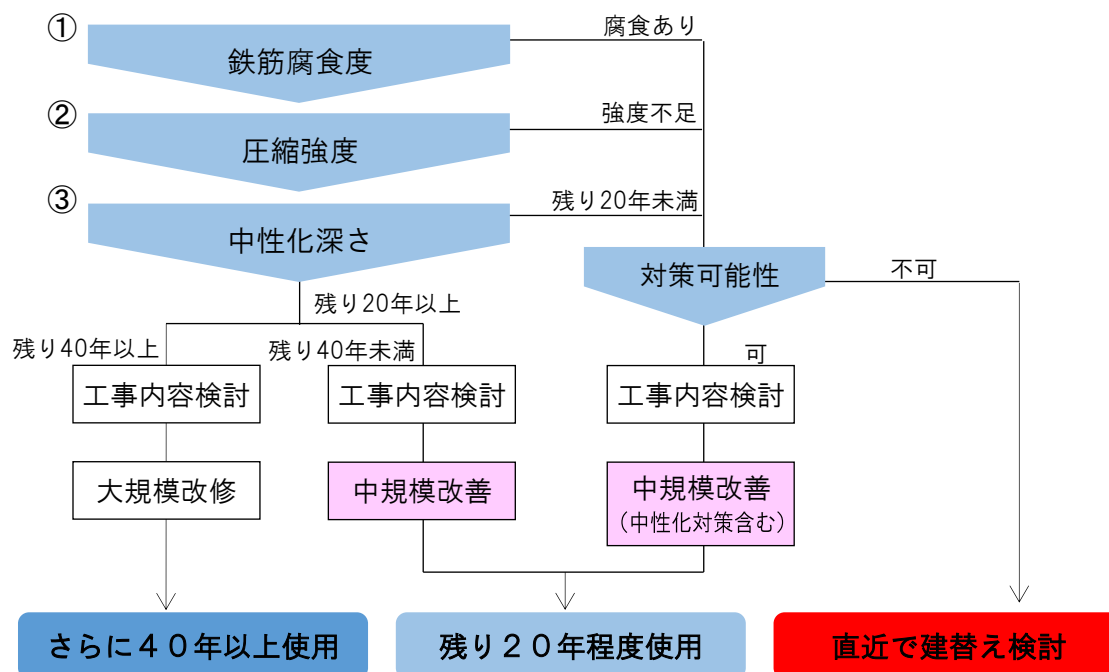


図 築 35 年頃の建築物の長寿命化の判定フロー (RC 造・SRC 造)

④ 具体的な判定方法

【鉄筋腐食度】

ひび割れ・鉄筋露出等の損傷が発生している箇所、環境条件の厳しい箇所、健全と思われる箇所から調査位置を選定する。

鉄筋が露出するまでコンクリートをはつり取り、目視にて鉄筋の状態を確認し、「腐食の状態」や「劣化度」を評価する。

【圧縮強度】

J I S 基準によるコンクリート圧縮試験を行う。

圧縮強度が設計基準強度を満たしているかを判定する。

【中性化深さ】

コンクリートコアもしくは現位置で J I S 基準による中性化深さ測定を実施し、鉄筋への影響を確認する。

※耐震診断時に上記試験を実施している場合はそのデータを活用する。

⑤ 改修サイクル

施設の外壁等部位や、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね 20 年、30 年、40 年に分けることで、建物の骨格部分である躯体に 100 年の耐久性、耐震性を持たせ、用途変更を含めた場合、適切な周期で更新することで、躯体の限界性能が維持される場合、建築物は長く使い続けることができる。

既に築 20 年～30 年程度経過した施設については、竣工から概ね 35 年経過した時点で構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとする。

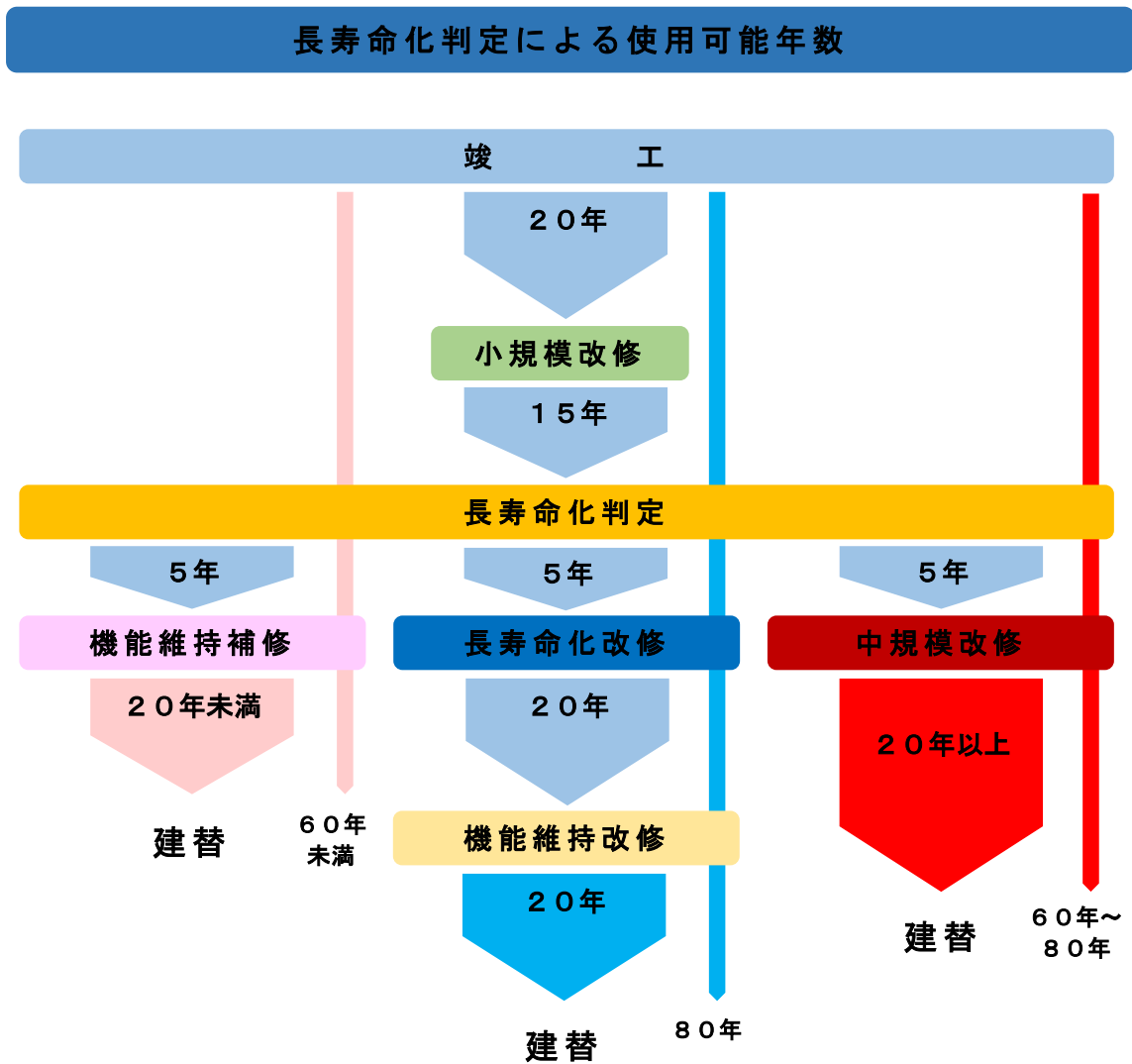


図 築 35 年頃の建築物の長寿命化による使用可能年数

表 改修の定義

改修工事種別	内 容
部分的な小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
個別更新	80年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの

築20年程度の施設については、早期に対応するものとして20年周期（合計80年）での改修サイクルを実施する。

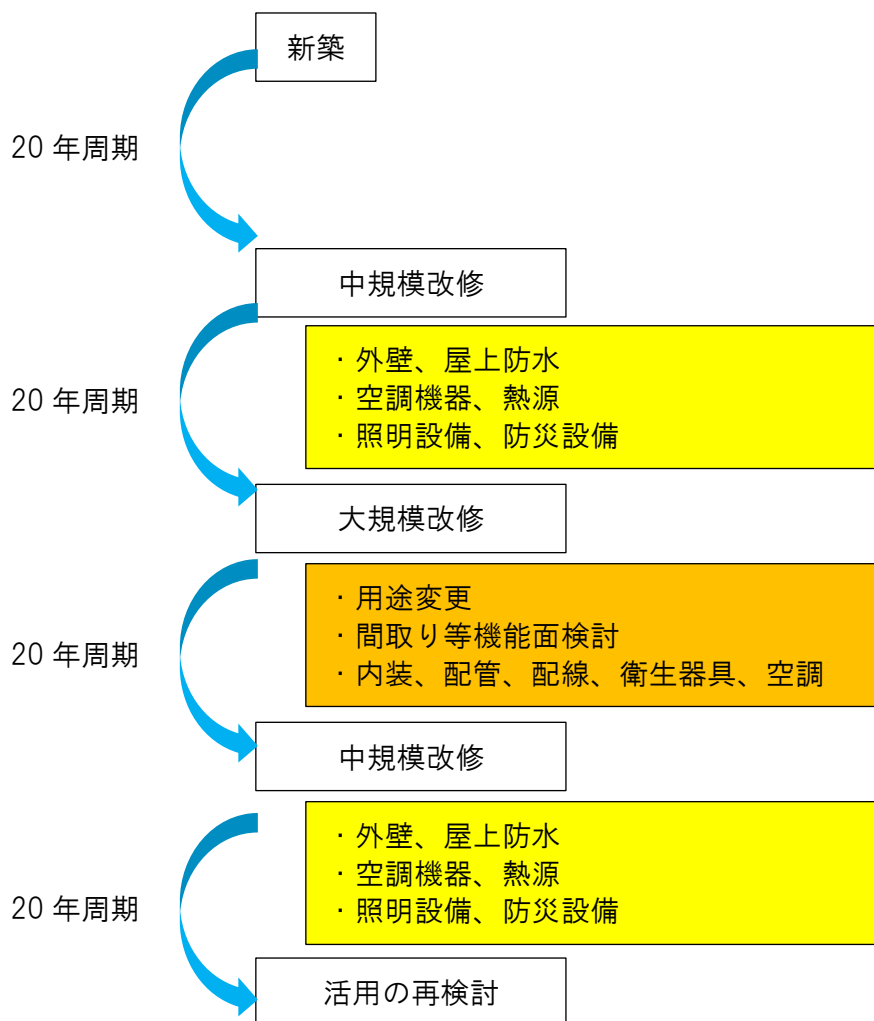


図 築20年未満の建築物の長寿命化による改修サイクル

表 20年周期における改修保全内容

整備内容	整備方法	新築	10	中規模改修	30	大規模改修	50	中規模改修	70	検討
	経過年数			0		20		40		60
外壁、屋上防水				●		●		●		
内装、配管、配線				○		●		○		
空調機器、熱源			○	●	○	●	○	●	○	
衛生器具、空調ダクト						●				
受変電設備、昇降機					●			●		
照明設備、防災設備				●		●		●		

●：全面改修または更新 ○：点検・オーバーホール

(6) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(8) 行政サービス水準等の検討

公共施設等の管理運営に係るコストを把握し、必要に応じて使用料の見直しを検討する。

また、公共的関与の必要性が低い施設については、その必要性を検討し、積極的に民間への開放及び譲渡等について検討する。

(9) PPP/PFI^{※1}の活用について

市民サービスの低下を招くことなく行政運営の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を検討する。

また、公共施設等の更新や利活用について、他団体の事例等も参考にしながら、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を検討する。

※1：民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法

(10) 市区町村域を超えた広域的な検討等について

近隣市町にある施設等との利活用連携について検討する。

5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設の基本的な方針を以下に示す。

(1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
<p>損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。 <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施する。 ・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。 ・現在保全のための予算として年1.5億円を確保している。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
<p>「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとする。 <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（概略点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。 ・長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検（概略点検）を実施する。 ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
現在、総括的な管理を再構築するために台帳の整備を行っている。	<ul style="list-style-type: none">・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

第5章 公共施設等の類型別方針

1. 類型別方針

(1) 町民文化系施設

町民文化系施設は、建設後30年以上経過し、老朽化した施設が半数を占めている。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。公民館・集会施設は利用度等を把握した上で、他の施設での利用検討や複合化等を含め、今後縮減の方向で検討していく必要がある。

また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、住民文化の発展に寄与する施設である反面、設置目的にそぐわず、利用が低迷する施設等については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設については、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討する。

施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しについて検討する。また、利用状況や近隣自治体施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。

(4) 産業系施設

公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る反面、合併前の旧町で、それぞれ整備し重複しているような施設については、その耐用年数を問わず、統合、廃止などの検討を行う。

(5) 学校教育系施設

学校教育施設は、小中学校等の学校施設と、給食センター及び教職員住宅が整備されている。

学校施設は、基本的には今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図る。その中で将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を検討する。検討の結果くしくも今後廃校後に普通財産となった場合、他施設機能の統合利用、売却や有償・無償譲渡も検討する。ただし老朽化が激しいものや、部屋の配置等施設機能上、リノベーションや長寿命化などの行程が必要になる場合もある。利用が難しい場合は、必ずしも転用ありきで計画せずに解体も検討する。

小学校や中学校については地域と連携が重要であり、今後の整備計画等を含んだ個別計画を策定していく。給食センターについては、児童生徒数に併せて統廃合等の検討を行う。教職員住宅で使用していない施設などについては、老朽化等の度合いにより、安全性は確認できない施設については除却などの検討を行う。

(6) 子育て支援施設

町内の子育て支援施設はいずれの施設も築年数が30年を超えているため、他施設への利用検討を進める。

(7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は住民の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。今後の少子高齢化等に対応するためにも施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、民間委託も含めた適正化を検討し、必要に応じて他の施設との複合化や多機能化を図る。

(8) 医療施設

町立病院は築30年を超え、岸良診療所は築50年を超えている。これら施設は住民の健康を守る重要な施設であり、建替えを含めた更新検討を行う。人口減少・高齢化等を見据えながら、住民のニーズと照らし合せた診療科目の選定、効率的な管理・運営が実施できる病院作りを行っていく。診療所についても住民のニーズを図り、他施設への利用もしくは更新を検討していく。

(9) 行政系施設

住民が様々な手続きのために訪れる本庁舎や支所は、多くの住民に利用されている。今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れるなども念頭に、統廃合の検討をする。庁舎は築40年を超えているが、耐震改修を行ったばかりで、今後は改修等により維持保全を図っていく。

消防格納庫等については、大規模改修は行わずに、修繕により施設を維持していくものとする。

(10) 町営住宅

町には公営住宅、一般住宅及び定住促進住宅等の町営住宅が39施設整備されている。既に耐用年数を超えた施設も多くある。高山地区中心部と内之浦地区中心部に集中して整備されている。

町営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進し、特に老朽化した施設のうち「簡平」・「簡二」タイプの住宅は除却を検討する。

居住者がいるため詳細に計画を立てる必要があり、既に策定している長寿命化計画については見直しなどを実施していく。

(11) 公園

公園トイレ、休息所は維持補修で対応するものとし、建替え大規模改修は実施しない。管理コストを縮減するために、現在2課にまたがって行っている公園整備を、単独所管での一元管理を検討する。

(12) その他

用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野に入れて検討する。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章：公共施設等の管理に関する基本的な方針」に基づき実施する。

(1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。

(2) 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化などについては、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきた。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していくハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討する。その結果、専門部署の設置が難しい場合は、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための検討委員会等を創設し、計画を推進していく。

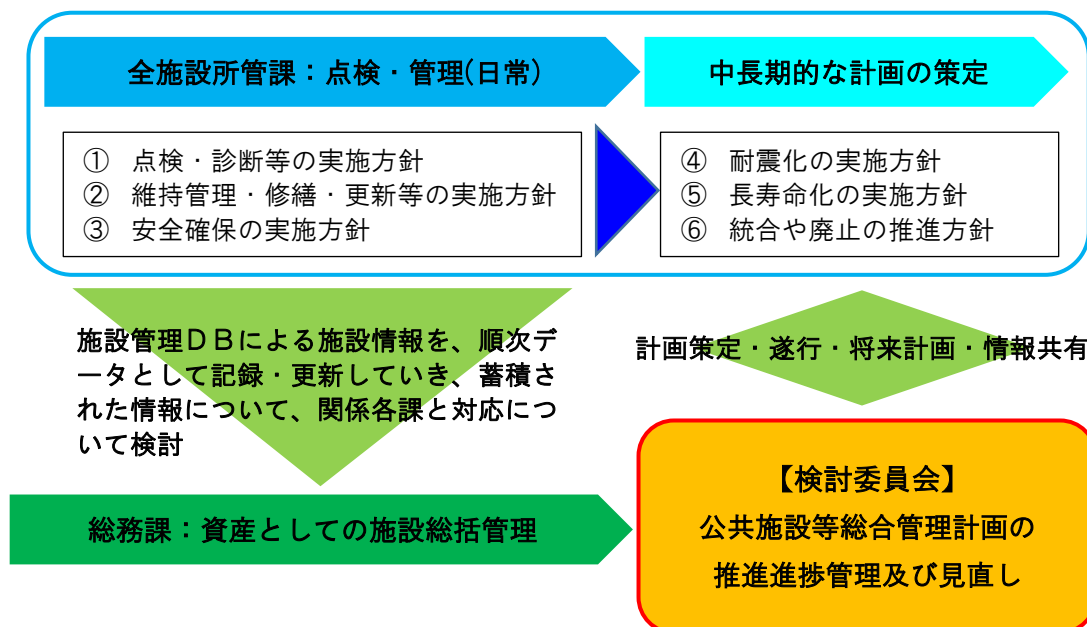


図 庁内推進体制

2. 計画の進め方

(1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページなどで公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとする。

(2) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

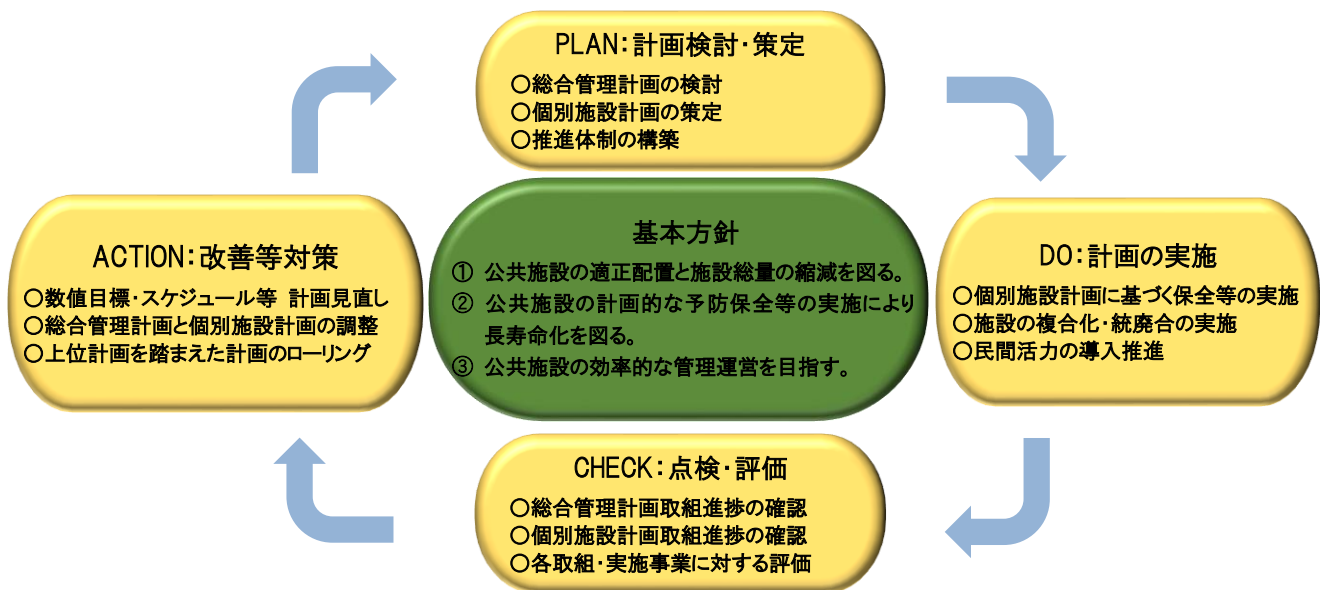


図 推進に向けた体制及びPDCAサイクル

肝付町 公共施設等総合管理計画
(改訂版)

平成 29 年 3 月発行 (令和 4 年 3 月改訂)

編集・発行 肝付町 総務課

〒893-1207 鹿児島県 肝属郡 肝付町 新富 98

電話 0994-65-2511 (代表)

E-mail soumu@town.kimotsuki.lg.jp